

令和6年1月24日

印西市教育委員会 様

印西市通学区域審議会

会 長

印西市立小学校及び中学校の通学区域について（答申）

令和5年8月22日付け印西教学第613号で諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。

〔答 申〕

西の原小学校及び西の原中学校の通学区域である印西市草深の一部（以下「対象地」という。）については、関係校4校（西の原小学校、高花小学校、西の原中学校及び船穂中学校）までの通学距離、児童生徒の登下校の安全面、周辺の道路状況などを調査・審議した結果、高花小学校及び船穂中学校の通学区域に変更することが妥当と考える。

〔付帯事項〕

本件の通学区域の見直しによる通学区域の変更にあたっては、下記の事項に配慮されたい。

記

- 1 対象地で西の原小学校及び西の原中学校への学区外就学の希望があった場合には、柔軟に認めること。
- 2 通学路における児童生徒の交通安全確保に十分に配慮すること。
- 3 通学区域が変更となる区域の保護者、地域住民等に対して、十分に周知を行うこと。

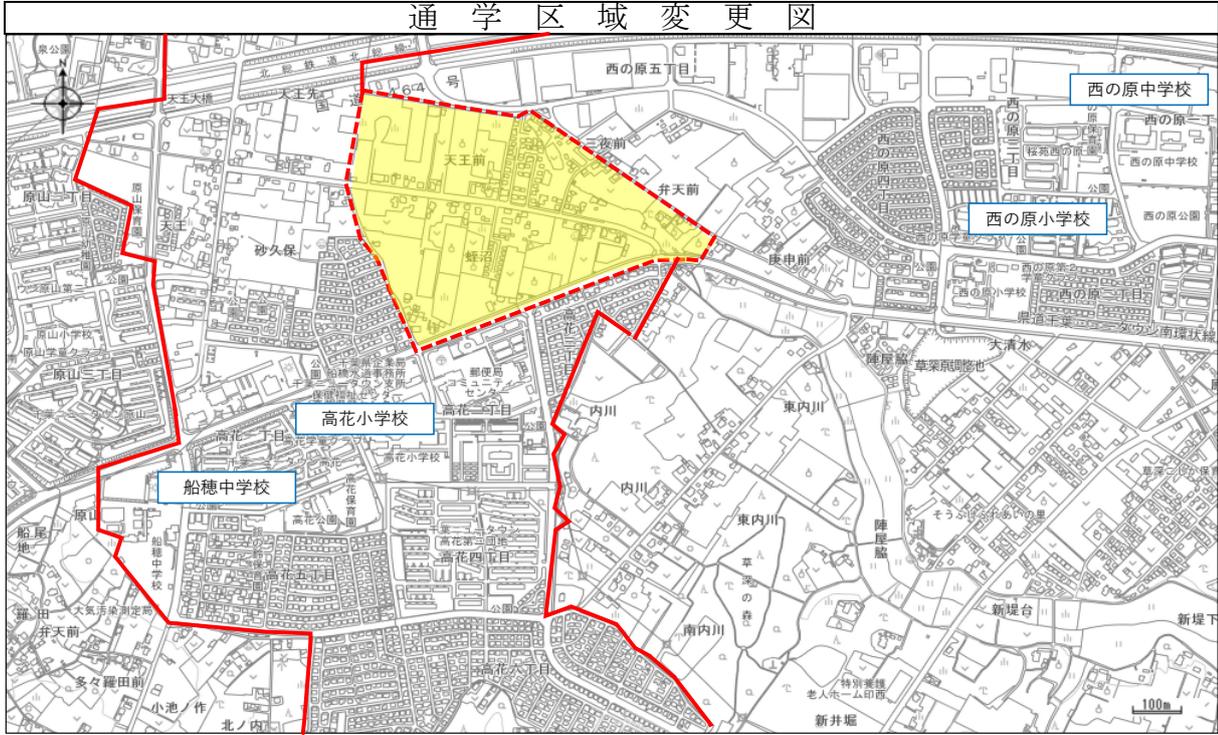
西の原小学校及び西の原中学校の通学区域の変更について

【通学区域の変更予定日】

令和7年4月1日

【通学区域を変更する区域】

草深の一部の区域（草深天王前、草深蛭沼）



凡例	
	西の原小学校・西の原中学校区から高花小学校・船徳中学校区へ通学区域を変更する部分